

計画作成年度	令和4年度
計画主体	福井市

# 福井市鳥獣被害防止計画

(令和5年度～7年度)

## <連絡先>

担当部署名 福井市農林水産部林業水産課有害鳥獣対策室  
所在地 福井県福井市大手3丁目10番1号  
電話番号 0776-20-5701  
FAX番号 0776-20-5752  
メールアドレス chouju@city.fukui.lg.jp

## 1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、中獸類(ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキ)、カラス類(ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス)、ニホンザル、ツキノワグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	福井市

以降は、アナグマ、タヌキを「その他中獸類」とする。

## 2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1)被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稻	16.75ha	20,705千円
	飼料作物(飼料稻)	0.09ha	6千円
ニホンジカ	水稻	2.25ha	2,779千円
	飼料作物(飼料稻)	0.22ha	16千円
	花き(水仙)	1.50ha	1,000千円
	森林		-
中獸類	野菜、果樹		-
カラス類	水稻、野菜、果樹		-
ニホンザル	野菜、果樹		-
ツキノワグマ	森林		-

#### 【人身被害】

鳥獣の種類	件 数	地 区
ツキノワグマ	0 件	-

### (2)被害の傾向

#### 【イノシシ】

福井市の山際集落の全域で生息が確認されている。

また、河川の堤防に住み着く個体が現れたことで、河川流域の集落においても被害が見られるようになった。

令和元年度からは豚熱等の影響から一時生息数が減少したが、令和4年度からは生息数が増加傾向に転じたと推測される。

被害の大部分を占める水稻については、8～9月の収穫期における食害や踏み倒し及び圃場や畦畔の掘り起こし被害が発生している。

#### 【ニホンジカ】

市内の西部地域及び東部地域の森林区域を中心として、福井市の山際集落の全域で生息が確認されている。

水稻や水仙の食害といった被害が発生しており、樹皮剥ぎや食害による森林被

害も発生している。

近年は目撃情報が増加傾向にあり、市街地においてもニホンジカが出没するようになった。

#### 【中獣類(ハクビシン、アライグマ、その他狩猟獣)】

市内全域で被害が確認されている。果樹や野菜の収穫期となる春から秋にかけて被害がある。また、住宅の屋根裏等へ侵入し糞尿により天井を腐食させるなど、生活環境被害も発生している。

#### 【カラス類】

市内全域で5月上旬から6月の水稻の移植時期に、苗の踏み荒らし被害が発生している。また、水稻の直播種子の食害も発生している。

市街地では、電柱や電線下でのカラスの糞害による生活環境被害が発生している。また、街路樹等においては、育雛期にヒナを守るため、通行人を威嚇し、場合によっては、攻撃を受けるという被害が発生している。

#### 【ニホンザル】

市内の西部の中山間地域(清水地区、本郷地区、殿下地区)及び東部の中山間地域(美山地区)で群れによる生息が確認されており、家庭菜園等に被害が発生している。また、ハナレザルが市内各地に出没しており、家庭菜園等に被害が発生している。

#### 【ツキノワグマ】

市内の山林に生息し、山際集落で多数の目撃や痕跡情報がある。

### (3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和7年度)
被害面積	20.81ha	16.64ha
被害金額	24,506千円	19,605千円
軽減率		20%削減

### (4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲については、地元獵友会である(一社)福井県獵友会高志支部に業務委託(捕獲檻の設置、見回り、止めさし等)している。また、地元農家組合などが、イノシシ及びニホンジカの埋設処理を行う経費に対し支援している。 集落ごとに捕獲檻の導入を進め	捕獲獣の埋設処理に係る負担増が課題となっており、有害鳥獣の処理を行うための施設整備を進める必要がある。 長期にわたり囲いわなによる捕獲を実施してきたことにより、囲いわなに対する警戒心が生じ、捕獲が難しくなっている。 大型獣に関しては、くくりわなによ

捕獲等に関する取組	<p>ている。また、地元農家組合などが捕獲檻や追い払いに係る備品や消耗品を購入する経費を支援している。</p>	<p>る捕獲強化を進めているが、集落付近には、設置することが出来ず、中獣類の捕獲には向かないため、ICT等や新技術の活用方法を実証し、効果的、効率的な被害対策を行う必要がある。</p>
	<p>特定外来生物であるアライグマの捕獲については、福井県アライグマ防除実施計画に基づき講習会を開催し、捕獲従事者を養成している。</p> <p>被害者からの要請に基づき、中獣類用の檻を設置している。</p>	
	<p>カラスのねぐらとなっている八幡山に檻を3基設置し捕獲している。さらに、美山・清水・越廻地区に移動式檻を設置し、広域的な捕獲を実施している。</p> <p>繁殖期には、被害者からの依頼に基づき、巣の撤去をしている。</p> <p>また、糞害等による生活環境被害に対し、カラスの警戒する鳴き声を使った追い払いを実施している。</p>	<p>ねぐらの範囲が市街地の電柱や電線上に拡大しており、それに伴い糞害が増加している。そのため、カラスの警戒する鳴き声を使った追い払いを行っているが、思ったよりも被害が減少していない。</p> <p>また、暖冬の影響によりミヤマガラスが市街地に飛来し、生活環境被害が発生しているが、既存の捕獲檻による捕獲が難しい。</p>
	<p>ツキノワグマによる人身被害の可能性がある場合には、県が定めた捕獲に関する取扱い指針に基づき、捕獲を実施している。</p>	<p>放任された果樹等の誘引樹木を目的として、集落付近へ出没する事例がある。</p>
	<p>集落ぐるみで対策を行う協議会に対し、狩猟免許の取得や更新の費用を支援している。</p> <p>また、研修会を開催し、捕獲技術の習得を支援している。</p>	<p>捕獲隊の高齢化が進んでおり、今後の担い手の減少が懸念される。</p> <p>狩猟免許の取得支援により、免許取得が進んでいるが、免許取得後に狩猟者として活動する人が限られるため、次期捕獲隊として活動するための技術習得が進んでいない。</p>
	<p>捕獲獣の有効活用を図るため、食肉処理加工施設において処理を行い、市内で開催されたイベントにおいてジビエ料理を提供するとともに、ジビエ親子料理教室を開催することでジビエ普及を推進している。</p>	<p>野生獣であるため、安定した品質や量の確保が難しい。</p> <p>また、安定的に一定量を供給できる体制がないため、ジビエは高価な商品として取り扱われており、一般家庭まで普及していない。</p>

防護柵の設置等に関する取組	<p>集落ぐるみ・地域ぐるみで侵入防止柵の設置や管理(柵周辺の草刈り等)を実施している。</p> <p>※シカなど背丈の高い動物に対応するワイヤーメッシュ柵等を設置することにより、侵入防止対策を実施している。</p>	<p>農地の集約化や生産委託、耕作放棄地の拡大等により、集落内の獣害対策に向けた合意形成が困難となっている。</p> <p>侵入防止柵について、有害獣に合った適切な方法での設置及び管理をしていない集落がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>集落ぐるみ・地域ぐるみで生息環境管理(緩衝帯の整理、放任果樹の伐採等)を実施している。</p> <p>緩衝帯の整備やツキノワグマを誘引する樹木の伐採に対して、その経費の一部を支援している。</p> <p>有害鳥獣による被害を受けている集落や市民を対象に鳥獣の習性や被害防止対策等に関する研修会を開催している。</p>	<p>集落ぐるみ・地域ぐるみで生息環境管理(緩衝帯の整理、放任果樹の伐採等)を実施していない集落がある。</p> <p>研修会を開催しているが、限られた集落や市民しか参加しておらず、あまり鳥獣対策の知識が普及していない。</p>

## (5)今後の取組方針

従来から実施してきた、集落環境管理(放任果樹の伐採、緩衝帯の整理等)や防除対策(侵入防止柵の設置)及び捕獲体制(捕獲檻の設置)の取り組みを継続的に推進し、既に設置を終えた集落に対しては適正な維持管理の方法の講習及び指導をすることで、被害の軽減に取り組む。

また、鳥獣害対策を集落ぐるみ・地域ぐるみで取り組む体制づくりを推進し、全国各地で行われている鳥獣害対策の優良事例を周知・実践することで、持続可能な集落体制を構築する。

県や関係機関と連携し、ICT(情報通信技術)機器の活用等を取り入れながら、効果的な被害の防止に努める。

捕獲獣の有効活用のため、ジビエの普及促進に努める。

捕獲獣の埋設処理にかかる負担の軽減を図るために、有害鳥獣を処理する中間処理施設の整備を進めていく。

## 3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1)対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲については、地元猟友会である福井県猟友会高志支部に業務委託(捕獲檻の設置、見回り、止めさし等)している。

地元住民には、捕獲檻の見回り等の作業や埋設処理について協力頂いている。各種研修会を通じ、有害鳥獣の捕獲について地元住民の意識向上を図っている。

集落ぐるみで対策を行う協議会に対し、狩猟免許の取得や更新の費用を支援している。

地元農家組合などが捕獲檻や追い払いに係る備品や消耗品を購入する経費を

支援している。

特定外来生物であるアライグマの捕獲については、福井県アライグマ防除実施計画に基づき講習会を開催し、捕獲従事者を養成している。

※特定外来生物(生態系等へ被害を及ぼす外来生物として環境大臣が指定。)

## (2)その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容	
R5	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、中獸類	捕獲檻(大型獸用)の整備	市 5基、農家組合等3基
		ぐくりわな(大型獸用)の整備	市80基
		捕獲檻(中獸類用)の整備	市15基
		アライグマ捕獲従事者の養成・狩猟免許取得推進	
R6	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、中獸類	捕獲檻(大型獸用)の整備	市 5基、農家組合等3基
		ぐくりわな(大型獸用)の整備	市80基
		捕獲檻(中獸類用)の整備	市15基
		アライグマ捕獲従事者の養成・狩猟免許取得推進	
R7	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、中獸類	捕獲檻(大型獸用)の整備	市 5基、農家組合等3基
		ぐくりわな(大型獸用)の整備	市80基
		捕獲檻(中獸類用)の整備	市15基
		アライグマ捕獲従事者の養成・狩猟免許取得推進	

(R4まで導入数：大型獸檻 市 167 基、農家組合 245 基、ぐくりわな 市 545 個、中獸類用檻 市 332 基)

## (3)対象鳥獣の捕獲計画

### 捕獲計画数等の設定の考え方

### 【有害鳥獣の近年の捕獲実績】

対象鳥獣	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	備考
イノシシ	580( 593)	1,403(1,415)	632( 637)	278( 282)	435( 435)	
ニホンジカ	409( 410)	653( 653)	996( 996)	889( 891)	605( 606)	
ハクビシン	133( 197)	118( 152)	145( 174)	74( 102)	44( 60)	
アライグマ	45( 97)	57( 86)	64( 113)	44( 90)	93( 129)	
その他中獸類	147( 200)	99( 147)	219( 245)	120( 130)	130( 133)	
カラス類	0( 928)	0( 877)	0( 935)	0( 662)	0( 620)	
ニホンザル	0( 8)	0( 8)	0( 4)	1( 3)	0( 1)	

※括弧外は農作物被害対策としての捕獲数、括弧内は生活被害を含めた捕獲数

近年の捕獲実績を参考に、令和 5 年度の捕獲計画数を設定した。

計画期間中(令和 5~7 年度)の捕獲については、次のとおり、取り組むこととする。

イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルについては、福井県第二種特定鳥獣管理計画に基づき捕獲に取り組む。

イノシシについては、豚熱等の影響から一時生息数が減少し、それに伴い捕獲数も減少したが、令和4年度からは生息数が増加傾向にあるため捕獲数も増加すると推測

される。今後も継続して計画的な捕獲に取り組む。

また、ニホンジカは、くくり罠による捕獲強化を行うとともに、継続して計画的な捕獲に取り組む。

ニホンザルは、群れの分裂を抑えながら加害レベルを低下させるため、ニホンザル地域実施計画に基づきサルの生息状況調査を実施するとともに、近隣市町、福井市有害鳥獣捕獲隊等と連携して捕獲に取り組む。

その他の鳥獣についても、福井市有害鳥獣捕獲隊等と連携し、捕獲に取り組む。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
イノシシ	1,000	1,200	1,400
ニホンジカ	1,200	1,200	1,200
ハクビシン	200	200	200
アライグマ	150	150	150
その他中獸類	150	150	150
カラス類	1,000	1,000	1,000
ニホンザル	10	10	10

#### 捕獲等の取組内容

対象鳥獣	捕獲方法	期間	地域
イノシシ	くくりわな、はこわな、 囲いわな	通年	市内全域
ニホンジカ	くくりわな、はこわな、 囲いわな	通年	市内全域
中獸類	はこわな、つき網、 手捕り	通年	市内全域
カラス類	はこわな、手捕り	通年	市内全域
	手捕り(巣撤去時)	繁殖期(3月～7月)	
ニホンザル	くくりわな、はこわな、 囲いわな	通年	市内全域

#### ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

狩猟期間のイノシシ、ニホンジカに対する有害捕獲のみ、ライフル銃を含む銃器による捕獲を許可する。それ以外の期間は、わなにより捕獲した有害獣の止めさし時にのみ、ライフル銃を含む銃器の使用を許可する。

#### (4) 許可権限委譲事項

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、許可権限移譲済み。

福井県有害鳥獣捕獲実施要綱 別紙1

市町長

国指定鳥獣保護区の区域外で、狩猟鳥獣(ただし、ツキノワグマについては人または家畜に危害を及ぼすおそれのあるときに限る。)、鳥類(狩猟鳥獣のうちの鳥類に限る。)のひな、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、ウソ、オナガおよびニホンザルを、かすみ網を使用しない方法で捕獲等する場合

#### 4 防護柵の設置に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵 L=42,000m (新規・更新) ワイヤーメッシュ柵・ネット柵 L=3,000m (新規)	電気柵 L=42,000m (新規・更新) ワイヤーメッシュ柵・ネット柵 L=3,000m (新規)	電気柵 L=42,000m (新規・更新) ワイヤーメッシュ柵・ネット柵 L=3,000m (新規)
ニホンジカ			
ニホンザル	※設置予定集落 ワイヤーメッシュ柵 8集落		

##### (2) 侵入防止策の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R5	イノシシ、ニホンジカ、 中獣類、ニホンザル、	侵入防止柵の適正な管理 侵入防止柵の設置・管理に関する研修開催 侵入防止柵が正しく設置・管理されているか を確認する集落点検の実施 追払いの実施及び集落への支援
R6	イノシシ、ニホンジカ、 中獣類、ニホンザル、	侵入防止柵の適正な管理 侵入防止柵の設置・管理に関する研修開催 侵入防止柵が正しく設置・管理されているか を確認する集落点検の実施 追払いの実施及び集落への支援
R7	イノシシ、ニホンジカ、 中獣類、ニホンザル、	侵入防止柵の適正な管理 侵入防止柵の設置・管理に関する研修開催 侵入防止柵が正しく設置・管理されているか を確認する集落点検の実施 追払いの実施及び集落への支援

## 5 生息環境管理及びその他被害防止に関する事項

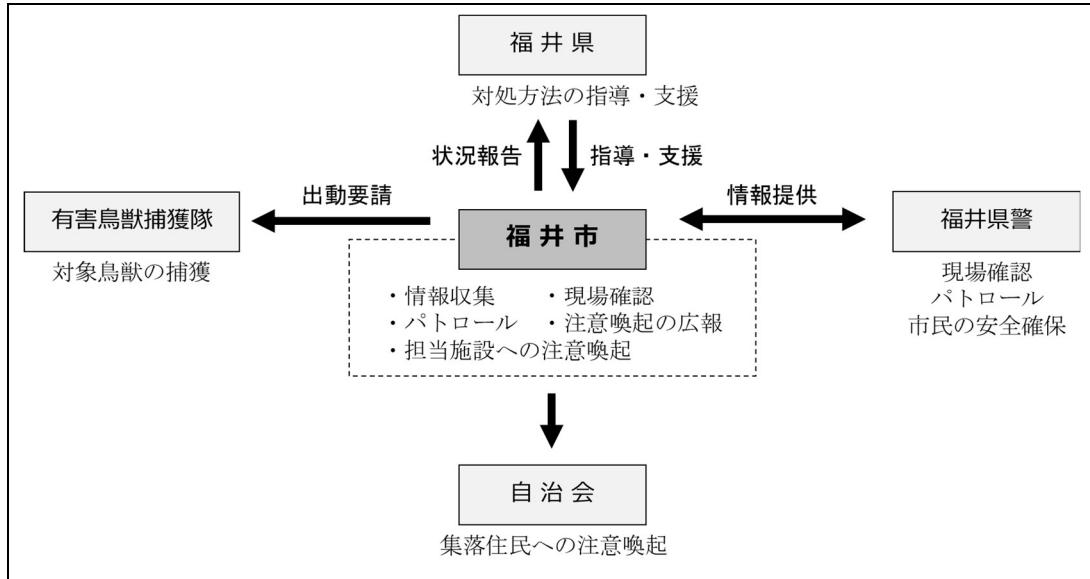
年度	対象鳥獣	取組内容
R5	イノシシ、ニホンジカ、中獣類、カラス類、ニホンザル、ツキノワグマ	集落環境整備(山際の草刈り、緩衝帯の整備、誘引物(野菜くず・生ごみ・放任果樹)の除去等) ツキノワグマ誘引樹木伐採への支援 正しい鳥獣対策周知のための研修会の開催及び広報(チラシ、ウェブサイト等)の実施 狩猟免許取得に必要な経費の助成 大型獣出没時のパトロール
R6	イノシシ、ニホンジカ、中獣類、カラス類、ニホンザル、ツキノワグマ	集落環境整備(山際の草刈り、緩衝帯の整備、誘引物(野菜くず・生ごみ・放任果樹)の除去等) 正しい鳥獣対策周知のための研修会の開催及び広報(チラシ、ウェブサイト等)の実施 狩猟免許取得に必要な経費の助成 大型獣出没時のパトロール
R7	イノシシ、ニホンジカ、中獣類、カラス類、ニホンザル、ツキノワグマ	集落環境整備(山際の草刈り、緩衝帯の整備、誘引物(野菜くず・生ごみ・放任果樹)の除去等) 正しい鳥獣対策周知のための研修会の開催及び広報(チラシ、ウェブサイト等)の実施 狩猟免許取得に必要な経費の助成 大型獣出没時のパトロール

## 6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
市所管課	情報収集、現場確認、パトロール、注意喚起の広報(防災無線及びSNS等による広報)
市関係課	担当施設(学校、保育園等)への注意喚起
福井県	対処方法の指導、支援
福井県警	情報提供、現場確認、パトロール、市民の安全確保(交通規制、周辺住民の避難・誘導等)
自治会	集落住民への注意喚起
有害鳥獣捕獲隊	対象鳥獣の捕獲

## (2)緊急時の連絡体制



## 7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣については、埋設または焼却処理を原則としつつ、可能なものは民間の食肉処理加工施設に持ち込む。  
また、捕獲獣の埋設処理にかかる負担の軽減を図るため、有害鳥獣を処理する中間処理施設の整備を進めていく。

## 8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフードとしての利用等その有効な利用に関する事項

食品	<p>現在、市内には野生鳥獣を扱う民間の小規模な食肉処理加工施設があり、捕獲等をした対象鳥獣(ニホンジカ、イノシシなど)については、捕獲後の個体を有効活用するため、可能なものはそれらの施設での処理を推進し、食肉(ジビエ)として活用を図る。</p> <p>また、ジビエに対して市民の理解を得るために、市主催イベントなどでジビエ試食会やジビエ親子料理教室といったPRイベントを継続して開催する。</p>
ペットフード	<p>現在、市内には野生鳥獣を扱うペットフード施設は存在しないが、今後、民間の当該施設が稼働した場合には、可能なものは当該民間施設での処理を推進し、ペットフードとしての活用を図る。</p>

## 9 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1)協議会に関する事項

協議会の名称	福井市鳥獣害対策協議会
--------	-------------

構成機関の名称	役割
福井市	事務局、有害鳥獣による農作物及び生活環境被害状況等の調査研究、鳥獣害対策の普及・推進
福井県福井農林総合事務所	農作物被害防除の技術及び対応策の指導
福井県農業協同組合	農作物の被害情報の把握・報告
森林組合 (福井、美山町、丹生郡)	奥山での有害鳥獣捕獲隊への作業協力 (見回り)
福井県農業共済組合	農作物の被害情報の把握・報告
有害鳥獣捕獲隊員	有害鳥獣の捕獲
被害地区の代表者	里地・里山での有害鳥獣捕獲隊への作業協力

### (2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	

### (3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年度から市職員による鳥獣被害対策実施隊を設置
----------------------------

### (4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

この計画の対象鳥獣以外の鳥獣による被害が発生するなど、新たな状況に対応できくなった場合はその都度、県や関係機関と協議して計画を見直し、効果的な対策の実施に努める。
---

## 9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県や関係機関と連携し、被害及び生息状況に関し正確な情報の把握を行う。また、先進的な取り組みについての情報を収集するとともに、被害防止に有効な手法については集落等へ情報を提供する。 対象鳥獣以外のニホンイタチ(オス)、シベリアイタチ、サギ類等の鳥獣の被害等が確認された場合は、この計画に準じて防除対策を行い、必要に応じて計画を変更して対応する。
--